要介護認定者における障害者控除の取扱いについて

要介護認定における障害者・特別障害者の判断基準

 $(H21.4.1 \sim)$

区分	細 区 分	基準	根拠資料等	具体的な判断事項
障害者		①知的障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度であること	②「認定調査票」の「認	要介護1以上で、かつ 「認知症高齢者の日常 生活自立度」によるラ ンクがII以上の者で特 別障害該当者は除く
	手帳(3級~	①身体障害者の障害の程度の等級表(3級~6級)と同程度の障害の程度であること	②「認定調査票」の「障	
特別障害者		①知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害程度であること ②精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者と同程度の障害の程度であること	②「認定調査票」の「認	要介護4以上で、かつ「認知症高齢者の日常生活自立度」によるランクIV、M
	手帳 (1 級·	①身体障害者の障害の程 度の等級表(1級、2級) と同程度の障害の程度で あること	①障害の程度が明らか な場合	両上肢又は両下肢の欠 損、並びに麻痺、拘縮 による機能全廃及び全 盲、全ろう等
	③ねたきり老 人	①常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること(6ヶ月程度以上 臥床し、食事・排便等の 日常生活に支障のある状態)	②「認定審査票」の「障 害高齢者自立度」(寝	

- (1) 認定申請6ヶ月未満の外傷性骨折の場合は除く。
- (2) 障害者、特別障害者のランクにそれぞれある場合は状態の重いランクを優先する。
- (3) 平成21年3月31日までに要介護認定申請書を提出し、認定調査票の中間評価項目得点第 2群が20点以下の者も特別障害者と認める。